(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
上越市大潟区潟町字横手四七五番一から同市大潟区潟町字裏新田七二八番四まで	前	一三・四八～二九・六七	〇〇・〇八〇〇
	後	二〇・〇〇～二九・八四	〇〇・〇八〇〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市大潟区潟町字池ノ端五二二番二四から同市大潟区潟町字裏新田七〇九番六まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十七日

○北陸地方整備局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　八号	上越市大潟区潟町字池ノ端五三六番六から同市大潟区潟町字裏新田七〇九番六まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月二十八日

○中部地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中部地方整備局告示第百七十七号名古屋都市計画公園事業九・六・一号愛・地球博記念公園
三　事業施行期間　自平成十四年十二月十日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区牧ヶ谷二四一三番一から同市葵区牧ヶ谷二四八三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十七日

○九州地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

一　(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一から薩摩川内市水引町字草道五八九二番一まで	前	A　一〇・〇〇～四二・〇〇	二二・四〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇〇・〇〇～四二・〇〇	二二・四〇〇	
		B　二〇〇・一四～二一九・五八	三・八九六	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

二　(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
武雄市北方町大字大崎字八ノ坪一一〇二番一〇から同市北方町大字大崎字扇田三六八番まで	前	A　一一・二〇～六〇・五〇	一・四五五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二五・〇〇～九五・〇〇	一・〇三三	
	後	A　一一・二〇～六〇・五〇	一・四五五	
		B　二五・〇〇～九五・〇〇	一・〇三三	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字大崎字清水町九五三番一から同市北方町大字大崎字扇田三六八番まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十七日